



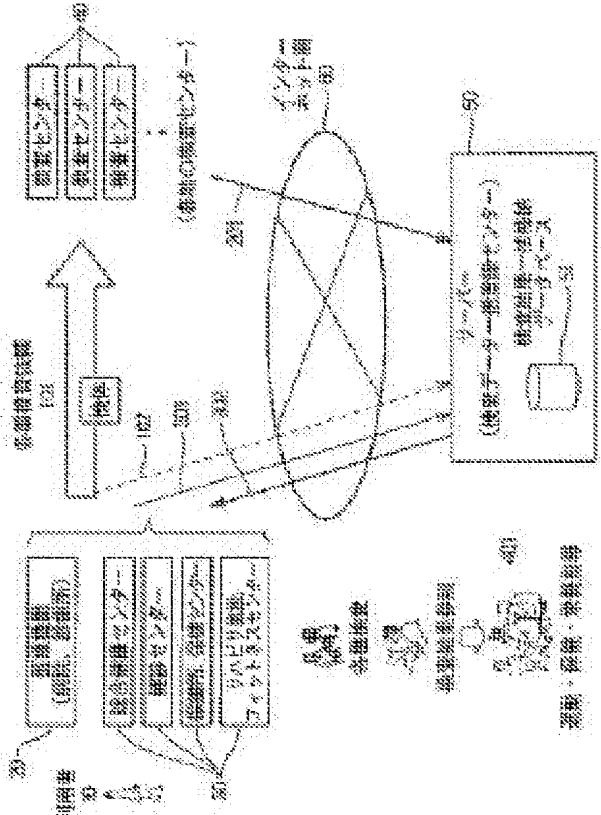
Espacenet

Bibliographic data: JP2002351993 (A) — 2002-12-06

HEALTH ADVICE SYSTEM AND METHOD AND PROGRAM FOR THE SYSTEM

Inventor(s): IGARASHI HIDEYUKI ±**Applicant(s):** NEC SOFTWARE LTD ±**Classification:**
- international: *G06Q50/00; (IPC1-7): G06F17/60*
- European:**Application number:** JP20010160169 20010529**Priority number(s):** JP20010160169 20010529**Abstract of JP2002351993 (A)**

PROBLEM TO BE SOLVED: To provide a health advice system and method by which advice on exercise, health care and nutrition is given speedily and securely and an overlapped examination, etc., can be omitted by batch storing personal medical information in a part of a network as a database and distributing it through the Internet, etc. **SOLUTION:** When a user 10 gets a medical checkup in a medical institution 20, test centers 40 test samples and the results of the tests are stored in the database 51 within a server 50 through the Internet 60. In this case, the health care information, the personal password and the test results of the user 10 are stored coordinated with each other. Each facility 30 which gives health advice transmits a request for referring of the test results to the server 50 and receives the test results of the user 10 from the server 50. Then, advisers, etc., give health advice on exercise, health care, nutrition, etc., by referring to the test results supplied from the server 50.



Last updated:
5.12.2011 Worldwide Database 5.7.31;
92p

(19)日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開2002-351993

(P2002-351993A)

(43)公開日 平成14年12月6日 (2002.12.6)

(51)Int.Cl.⁷
G 0 6 F 17/60

識別記号
1 2 6

F I
G 0 6 F 17/60

テマコード(参考)
1 2 6 W
1 2 6 Z

審査請求 有 請求項の数6 O.L (全5頁)

(21)出願番号 特願2001-160169(P2001-160169)

(71)出願人 000232092

エヌイーシーソフト株式会社

東京都江東区新木場一丁目18番6号

(22)出願日 平成13年5月29日 (2001.5.29)

(72)発明者 五十嵐 秀行

東京都江東区新木場1丁目18番6号 エヌ
イーシーソフト株式会社内

(74)代理人 100079164

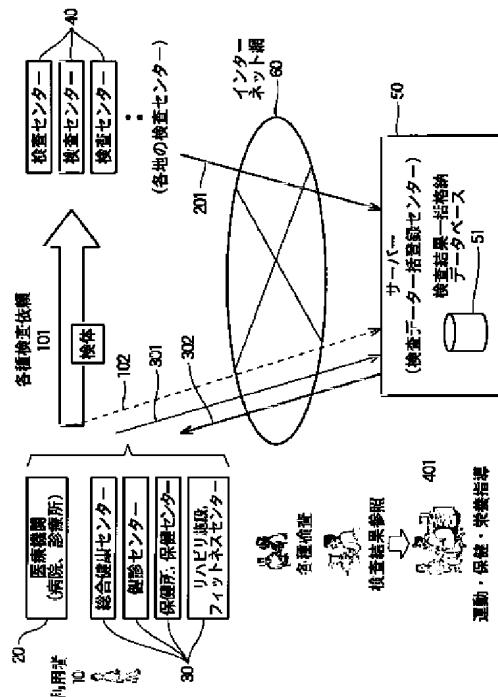
弁理士 高橋 勇

(54)【発明の名称】 健康指導システム、健康指導方法及び同システム用プログラム

(57)【要約】

【課題】 個人の医療情報を一括してネットワークの一部にデータベースとして保管し、インターネット等を介して配信することで、運動・保健・栄養指導を迅速に且つ的確に行ない、重複する検査等を省くことができる健康指導システム、健康指導方法を提供する。

【解決手段】 利用者10が医療機関20で健康診断等を受けると、検査センター40によって検体の検査がなされ、その検査結果はインターネット網60を介してサーバー50内のデータベース51に格納される。この際、利用者10の保健証情報と個人パスワードと検査結果とが対応づけて格納される。健康指導を行なう各施設30は、サーバー50に検査結果参照依頼を送信し、サーバー50から利用者10の検査結果を受け取る。そして、指導員等はサーバー50から供給された検査結果を参照して、運動・保健・栄養指導等の健康指導を行う。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 個人の医療・健診情報が格納されているデータベースを有するサーバから通信ネットワークを通して健康指導対象者の医療・健診情報を入手し、入手した健康指導対象者の医療・健診情報に基づいて運動・保健・栄養指導を行なうことを特徴とする健康指導システム。

【請求項2】 前記データベースには前記個人の医療・健診情報と健康保健証情報と個人パスワードとが対応付けられて格納されており、前記サーバはクライアント側から供給された健康保健証情報及び個人パスワードが前記データベースに格納されている健康保健証情報及び個人パスワードと一致した場合に、その個人の医療・健診情報を前記クライアント側へ供給することを特徴とする請求項1記載の健康指導システム。

【請求項3】 前記サーバは、医療機関又は健康診断機関からインターネットを介して供給された個人の医療・健診情報、健康保健証情報及び個人パスワードを前記データベースに格納することを特徴とする請求項1記載の健康指導システム。

【請求項4】 個人の医療・健診情報が格納されているデータベースにアクセスして健康指導対象者の医療・健診情報を入手し、入手した健康指導対象者の医療・健診情報に基づいて運動・保健・栄養指導を行なうことを特徴とする健康指導方法。

【請求項5】 個人の医療・健診情報をデータベースに予め登録しておき、前記データベースから健康指導対象者の医療・健診情報を取り出して運動・保健・栄養指導を行なうことを特徴とする健康指導方法。

【請求項6】 サーバ用のコンピュータに、医療機関又は健康診断機関から通信ネットワークを介して供給された個人の医療・健診情報、健康保健証情報及び個人パスワードをデータベースに登録する機能と、クライアント側から供給された健康保健証情報及び個人パスワードが前記データベースに格納されている健康保健証情報及び個人パスワードと一致した場合にその個人の医療・健診情報を前記クライアント側へ供給する機能とを実現させるための健康指導システム用プログラム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、個人の医療・健診情報をデータベースに登録しておき、登録された個人の医療・健診（健康診断）情報に基づいて運動・保健・栄養指導を行なう健康指導システム、健康指導方法及び同システム用プログラムに関する。

【0002】

【従来の技術】個人の医療・健診情報を複数の医療機関で共用することで、検査の重複をなくしたり、適切な診療・治療が行なえるようにしたり、共有される情報のセキュリティを確保したりする技術が、特開平5-261

3号公報、特開平7-141451号公報、特開平10-49608号公報、特開平10-111897号公報、特開平11-85875号公報、特開2000-99605号公報、特開2001-84318号公報、特開2001-101306号公報、特開2001-118020号公報等で種々提案されている。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら上記従来の技術は、主として医療機関が個人の医療情報を利用することを前提としており、フィットネスセンターやリハビリ施設等において運動・保健・栄養指導等の健康指導を行なうためにデータベースに登録されている個人の医療情報を利用することまでは考慮されていない。

【0004】このため、運動・保健・栄養指導等の健康指導を行なうため利用できる医療情報（検査データ）は、医療機関・健康診断施設等が固有で所有する情報や個人所有の磁気カード、光カード、ICカード等に記録されている情報などに限定されてしまう。磁気カード、光カード、ICカード等の記録媒体に個人の医療情報が記録されている場合には、それらの記録媒体の読み取り装置が必要であるとともに、それらの記録媒体の申請、発行、維持、管理等に費用が発生する。また、従来の地域医療情報システムは、管理する自治体内でのみ共有が可能であり、他の自治体でのネットワーク間の相互連携が難しく、特定自治体に加入している医療機関に限定されていた。

【0005】したがって、利用者が何らかの事情でそれまで利用していた施設から別の施設に移った場合や医療機関、フィットネスセンター、リハビリ施設等を変更した場合には、再度、同様な検査を重複して行なう必要があった。また、紙で記録された検査データや光カード・ICカードでの検査データでは、紛失・破損・劣化などによって読み取れなくなったり、タイムラグ（検査後に検査データを郵送したり、カードに記録するまでの期間）が発生していた。さらに、光カード・ICカード利用の場合、利用者が再度医療・検査機関へ出かけ記録を行なわなければならなかった。また、紙などの各媒体の管理で紛失・劣化を防ぐための負担も大きい。カードの発行元も申請の受付、発行、管理など多大な負担を負っていた。検査データを必要とする施設での表示装置は、パソコンと高価なカードリーダーを必要とした。利用者は各種カードの申請による身元確認などの煩わしい準備を必要とした。

【0006】

【発明の目的】本発明はこのような課題を解決するためなされたもので、個人の医療情報を一括してネットワークの一部にデータベースとして保管し、インターネット等を介して配信することで、運動・保健・栄養指導を迅速に且つ的確に行ない、重複する検査等を省くことができる健康指導システム、健康指導方法及び同システム用

プログラムを提供することを目的とする。

【0007】

【課題を解決するための手段】前記課題を解決するため本発明に係る健康指導システム及び方法は、個人の医療・健診情報が格納されているデータベースを有するサーバから通信ネットワークを介して健康指導対象者の医療・健診情報を入手し、入手した健康指導対象者の医療・健診情報に基づいて運動・保健・栄養指導を行なうことを特徴とする。

【0008】これにより、指導を行なう施設や指導員が異なった場合でも、同一の最新検査データを全国どこでも参照できる。利用者は一度検査を受ければ施設を変更した場合、再度同様な検査を受診せずにすむ。したがって、肉眼的、費用、時間の負担が軽減し、異なる施設での不要な検査が排除できる。また、病気などで異なった病院での治療についても活用でき、医療費用の軽減になる。個人が各種媒体での郵送や管理を必要としないため、紛失、劣化、破損、タイムラグ等についてトラブルがなくなる。

【0009】データベースには個人の医療・健診情報と健康保健証情報と個人パスワードとが対応付けられて格納されており、サーバはクライアント側から供給された健康保健証情報及び個人パスワードがデータベースに格納されている健康保健証情報及び個人パスワードと一致した場合に、その個人の医療・健診情報をクライアント側へ供給する。サーバは、医療機関又は健康診断機関から通信ネットワークを介して供給された個人の医療・健診情報、健康保健証情報及び個人パスワードをデータベースに格納する。

【0010】保健証と個人パスワードの登録を行なうことにより、従来の各種カードを利用したシステムと同一の処理ができる。また、利用者が健康指導等を受ける施設に対して個人パスワードを提供することで、施設側はその利用者の医療・健診情報をデータベースから入手できるようになる。

【0011】

【発明の実施の形態】以下、本発明の実施の形態を添付図面に基づいて説明する。図1は本発明に係る健康指導システム及び方法を示す図である。

【0012】図1に示すように本発明に係る健康指導システムは、病院、診療所等の医療機関20と、総合健康センター、健診センター、保健所、保健センター、リハビリ施設、フィットネスセンター等の各種施設30と、各地の検査センター40と、データベース（検査結果一括格納データベース）51を有するサーバー（検査データ一括登録センター）50とがインターネット網60を介して接続されてなる。

【0013】医療機関20、各種施設30及び各検査センター40は、インターネット接続機能及びブラウザ機能を備えたパーソナルコンピュータ等からなるクライア

ント用端末を備える。サーバー50は、サーバー用コンピュータとサーバー用ソフト（サーバー用プログラム）とデータベース51とを備える。サーバー用ソフト（サーバー用プログラム）によって、サーバ用コンピュータに、医療機関又は健康診断機関から通信ネットワークを介して供給された個人の医療・健診情報、健康保健証情報及び個人パスワードをデータベースに登録する機能と、クライアント側から供給された健康保健証情報及び個人パスワードがデータベースに格納されている健康保健証情報及び個人パスワードと一致した場合にその個人の医療・健診情報をクライアント側へ供給する機能とを実現させる。なお、医療機関20、各種施設30及び各検査センター40とサーバー50との間の通信には、暗号化通信方式を用いている。

【0014】運動・保健・栄養指導を必要とする利用者10は、医療機関20や各種施設30で検査を受ける。この際、利用者10は、健康保健証情報（利用者の氏名、保健証番号等）及び個人パスワードを医療機関20又は各種施設30に提供する。医療機関20又は各種施設30は、健康保健証情報（利用者の氏名、保健証番号等）及び個人パスワード等の情報と共に検査検体を検査センター40へ送付することで各種の検査を依頼する（各種検査依頼101）。

【0015】なお、医療機関20又は各種施設30は、検査センター40へ検査を依頼しないでその医療機関20や各種施設30で検体検査を実施した場合、その検査結果を医療機関20や各種施設30で保存することなく、検査結果と利用者の健康保健証情報（利用者の氏名、保健証番号等）及び個人パスワードとをインターネット60を介してサーバー50へ送信する（102）。

【0016】検査センター40は検体検査を実施し、その検査結果と利用者の健康保健証情報（利用者の氏名、保健証番号等）及び個人パスワードとをインターネット60を介してサーバー50へ送信する（201）。

【0017】サーバー50は、検査センター40から供給された検査結果を利用者の健康保健証情報（利用者の氏名、保健証番号等）及び個人パスワードとの対応を付けてデータベース51に格納する。

【0018】運動・保健・栄養指導等の健康指導を行なう各種施設30は、サーバー50にアクセスし、利用者10の検査結果データの参照を依頼する（301）。この参照依頼に際して各種施設30は、利用者10の健康保健証情報及び個人パスワードをサーバー50へ送信する。

【0019】サーバー50は、検査結果データの参照依頼が供給されると、各種施設30側から供給された健康保健証情報及び個人パスワードがデータベース202に格納されている健康保健証情報及び個人パスワードと一致した場合に、その個人の医療・健診情報（検査結果データ）を各種施設30側へ供給する（302）。

【0020】なお、サーバー50は、各種施設30側から供給された健康保健証情報及び個人パスワードがデータベース202に格納されている健康保健証情報及び個人パスワードと一致しない場合は、個人の医療・健診情報（検査結果データ）を提供できない旨、または、健康保健証情報又は個人パスワードが妥当でない旨を各種施設30側（クライアント側）へ通知する。

【0021】各種施設30側は、サーバー50から供給された個人の医療・健診情報（検査結果データ）を画像表示装置等に表示させ、個人の医療・健診情報（検査結果データ）に基づいて利用者10に対して運動・保健・栄養指導等の健康指導を行なう（401）。

【0022】なお、各種施設30側は、運動・保健・栄養指導等の健康指導を行なった内容をサーバー50へ供給し、データベース202に登録するようにしてもよい。これにより、利用者10が利用する施設を変更した場合でも、他の施設での指導内容を参照することが可能となる。

【0023】図2は個人の医療・健診情報（検査結果）のデータベースへの登録及びデータベースに登録された個人の医療・健診情報（検査結果）を参照する動作を示す図である。

【0024】サーバー50は、各種の医療機関、健診、検査センターから転送された電子データを取り込みデータベース51に格納する（101, 102）。データベース51には、保健証情報、個人パスワード、各種検査結果、検査を行なった医療機関や検査センタの名称、検査実施年月日等が対応付けて格納される。

【0025】サーバー50は、各種施設や医療機関からインターネット網60を介して検査結果参照依頼が供給されると（301）、参照依頼共に供給された保健証情報と個人パスワードとに基づいて個人を特定し、特定した個人の医療・健診情報（検査結果）をデータベース51から取り出して、依頼元に個人の医療・健診情報（検査結果）を供給する（302）。

【0026】個人の医療・健診情報（検査結果）を受け取った依頼元（各種施設や医療機関）では、個人の医療・健診情報（検査結果）をパソコン等の画面上に表示させて運動・保健・栄養等の健康指導を行なう（401）。

【0027】図3は本発明に係る健康指導システム及び方法の他の実施形態を示す図である。図3はインターネットを使用せずにインターネットで利用する場合を示している。この場合、外部からのアクセスはファイアーウォール経由で利用する。

【0028】受付部門は利用者からの健康指導申込みを受け付けると（C101）、利用者の保健証情報及び個人パスワード等の受付情報を含めた問診依頼を問診部分

へ送信する（C201）。問診部分（医者）は利用者の問診を行なうとともに検査項目等を指定した検査指示を検査実施部門へ送信する（C301）。検査実施部門は、検査指示に基づいて利用者の検査を実施し（C302）、検査検体を検査部分に届けるとともに、検体検査依頼を作成して検査部門に送信する（C303）。検査部門は検体を検査し（C304）、その検査結果データをサーバー50内のデータベース51に登録する（C401）。健康指導部門は、サーバー50に対して参照依頼を送信し（C501）、サーバー50から検査結果が供給されるとその検査結果を参照して（C502）、利用者に対して運動・保健・栄養等の健康指導を行なう（C601）。

【0029】

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、従来、複数の医療機関・健診施設で行なっていた検査を一元化し、重複する検査を排除できる。よって、医療費の軽減と利用者の肉体的負担を軽減できる。また、インターネット等のネットワークを利用することで、リアルタイムに異なる場所で異なる指導員が同一の検査結果を参照し運動・保健・栄養指導に活用できる。さらに、磁気カード、ICカード、光カード等の記録媒体を使用しないため、カードリーダー装置等が不要であるとともに、カードの管理も不要となる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る健康指導システム及び方法を示す図である。

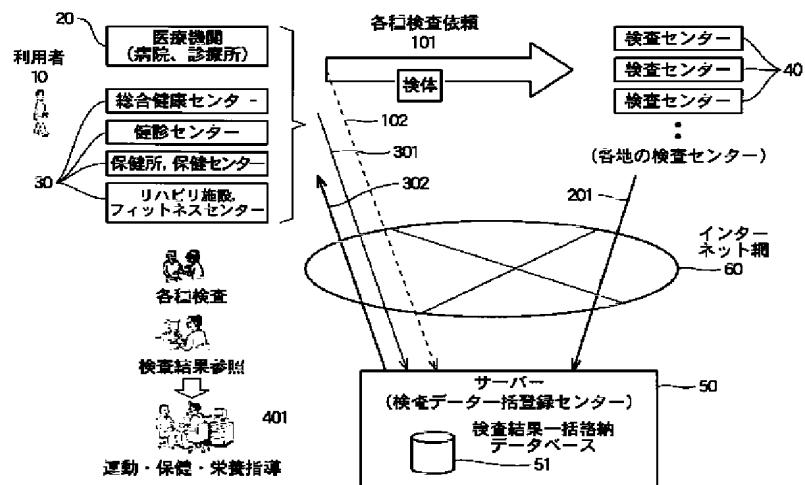
【図2】個人の医療・健診情報（検査結果）のデータベースへの登録及びデータベースに登録された個人の医療・健診情報（検査結果）を参照する動作を示す図である。

【図3】本発明に係る健康指導システム及び方法の他の実施形態を示す図である。

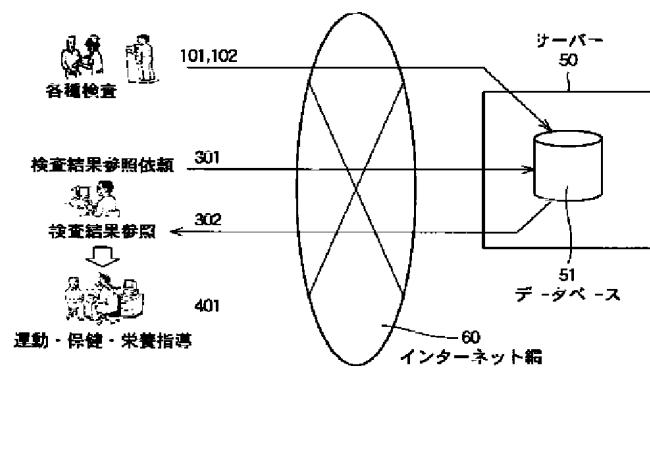
【符号の説明】

- 10 利用者
- 20 医療機関
- 30 各種施設
- 40 検査センター
- 50 サーバー（検査データ一括登録センター）
- 51 データベース（検査結果一括格納データベース）
- 60 インターネット網
- 70 イントラネット網
- 101 検査依頼
- 102, 201 検査結果データのデータベースへの登録
- 301 検査結果参照依頼
- 302 検査結果の配信
- 401 検査結果の参照及び健康指導

【図1】



【図2】



【図3】

